

杉並区公共施設景観形成指針に対する措置状況説明書

5-1 公共建築物

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

5-1-(1) 建物の配置

① オープンスペースの確保

道路境界や隣地境界などにゆとりを持たせ、開放性の高い空間づくりや圧迫感のない建物配置とする。

(ア) 公共空間との関係

道路、公園、河川などの公共空間と連続したオープンスペースを確保する。

記載欄

(イ) 地域への配慮

区民が施設を快適に利用できるよう、地域に開かれた空間づくりを行う。

記載欄

(ウ) 隣地との関係

隣地に圧迫感を与えることの無いような配置とする。

記載欄

② 景観資源の活用

敷地内や周辺に地域の景観資源となるような樹木などがある場合には、これを活かした建物配置とする。

記載欄

③ 歩行者空間の確保

敷地内にゆとりある歩行者空間を確保する。

記載欄

④ 商店街や幹線道路沿道での配慮

商店街や幹線道路沿道では、連続性に配慮し、壁面の位置を工夫する。

記載欄

5-1-(2) 建物の規模

① 周囲からの見え方

建築物の正面以外の部分からの見え方に配慮する。

記載欄

② 高さの考え方

近隣の建物の高さに配慮する。

記載欄

5-1-(3) 形態・意匠・色彩

① 外壁

外壁は、周囲との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫する。

(ア) まちなみの連続性に配慮しつつ、一枚の長大な面となって周囲に圧迫感を与えないように外壁の形態を工夫をする。

記載欄

(イ) 圧迫感を軽減するため、視線の抜ける工夫を検討する。

記載欄

② 屋根形状

屋根形状は、単体の建築物として魅力あるデザインにするとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮する。

記載欄

③ バルコニー

バルコニーは外壁面の魅力あるファサードをつくるため、デザインに配慮する。

記載欄

④ 素材

耐久性・耐候性に優れた素材や時間の経過に伴って味わいが出る素材を使用する。

記載欄

⑤ デザイン

周辺環境や施設の目的にあったデザインとする。

記載欄

⑥色彩
色彩は、まちなみに調和したものとし、杉並区景観計画に示す景観形成基準の色彩基準に適合させる。
記載欄
5-1-(4)緑化
①緑化できる場所
敷地内は可能な限り緑化し、周辺のみどりと連続させる。
記載欄
②植栽条件の検討
樹種の選定に配慮し、周辺との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。
記載欄
5-1-(5)公開空地・外構等
①公開空地
隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。
記載欄
②屋外階段
屋外階段は建物本体との一体感や調和に配慮したデザインとし、周囲に与える違和感や突出感をなくす工夫をする。
記載欄
③屋上設備
屋上に設備等がある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲の見え方に配慮する。
記載欄
④駐車場
平面駐車場は、可能な限り屋内に取り込む。取り込めない場合は、まちなみの中で目立たない工夫をする。立体駐車場の場合は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみに溶け込ませる。
記載欄
⑤自転車駐車場
自転車駐車場は目立たない工夫をするか、建物内に駐車スペースを確保する。
記載欄
⑥配管設備等
配管設備やダクト類は外壁面と一体的になるよう工夫する。
記載欄

⑦塀類

塀は周辺環境や建物本体に調和した形態・素材・色彩を使用する。

記載欄

⑧擁壁

擁壁は、法面を緑化したり、自然素材などと組み合わせて、圧迫感をなくす。

記載欄

⑨ゴミ置き場

ゴミ置き場は建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まちなみの中で目立たないように工夫する。

記載欄

⑩照明

利用者の安全を確保し、落ち着いた照明とする。

記載欄

⑪設備類

設備類は建物内に取り込むか、まちなみの中で目立たないように工夫する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄